

業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する  
意見募集の実施について

国の審議会の議論等に適切に対応するため、本機関の業務規程及び送配電等業務指針を一部変更（別紙2及び別紙3）するにあたり、別紙1により本機関ウェブサイトにて意見募集を実施する。

意見募集の期間は、別紙1のとおり、2024年4月3日（水）から2024年4月23日（火）（21日間）とする。

（注）今回の業務規程変更案は会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第6条第1項の規定により、また、送配電等業務指針変更案は業務規程第178条第2項の規定により、意見募集を実施するものである。

<参考>業務規程

（意見の聴取等）

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

2（略）

（送配電等業務指針の変更に関する調査・検討）

第178条（略）

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

以上

別紙1：業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集について

別紙2：業務規程の変更案

別紙3：送配電等業務指針の変更案

## 業務規程及び送配電等業務指針の変更について

業務規程及び送配電等業務指針の変更の概要は下記のとおり。

### 記

#### 1. 翌々日計画の細分化（４８点化）に伴う規定の変更

- ・ 翌々日断面における４８点での計画の提出及び広域予備率の算出・公表に関する変更
- ・ ２０２５年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

【該当条文：送配電等業務指針第１３８条～第１４１条（変更）】

#### 2. 系統アクセス業務の一部見直しに伴う規定の変更

- ・ 系統アクセス業務のうち事前相談及び接続検討の要否確認の受付業務の見直しに関する変更
- ・ ２０２４年８月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

【該当条文：業務規程第６７条～第６８条の２、第７１条、第７５条、第８９条、  
第９６条の５、第９８条、第９９条（変更）

業務規程第６９条、第７０条、第７４条（削除）

送配電等業務指針第７１条、第７４条、第７９条～第８１条、

第８４条、第８８条、第８９条、第９２条、

第９５条、第１０３条、第１１１条～第１１７条、

第１２０条の２、第１２０条の４、第１２１条の２、

第１２２条の２、第１２２条の３、第１２２条の６、

第１２２条の８、第１２２条の１０、

第１２３条の２、第１２３条の３、第１３１条の６、

第１３１条の１２、第１３１条の１６、

第１３１条の２２、第１３１条の２４、

第１３７条（変更）

送配電等業務指針第１１０条（削除）】

以 上

2024年4月3日  
電力広域的運営推進機関

業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集について  
(意見募集期間:2024年4月3日(水)~2024年4月23日(火))

本機関の業務規程及び送配電等業務指針を一部変更するにあたり、意見募集を実施します。

## 1. 意見募集の趣旨

国の審議会の議論等に適切に対応するための変更です。

今回の業務規程変更案は会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第6条第1項の規定により、また、送配電等業務指針変更案は業務規程第178条第2項の規定により、意見募集を実施するものです。

### <参考>

(意見の聴取等)

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

### 2 (略)

(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)

第178条 (略)

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

## 2. 意見募集の対象

今回の意見募集の対象となる、業務規程・送配電等業務指針の変更箇所は以下の資料のとおりです。説明資料として、「業務規程及び送配電等業務指針変更案の概要について」をご覧ください。

(1) 業務規程の変更案

(2) 送配電等業務指針の変更案

【説明資料】 業務規程及び送配電等業務指針変更案の概要について

### 3. 意見募集の期間

2024年4月3日（水）から2024年4月23日（火）（21日間）

### 4. 意見提出方法

ご意見は、所定の「意見提出様式」で、電子メールによる添付、もしくは郵送により提出してください。電話によるご意見はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

#### ① 電子メールによる場合

電子メールアドレス [k-ikenboshuu@occto.or.jp](mailto:k-ikenboshuu@occto.or.jp)  
電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係 宛  
<2024年4月23日（火） 17時必着>

#### ② 郵送による場合

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15 電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係

※郵送の場合は、封筒もしくはハガキに「意見募集（総務部）に対する意見提出」と朱書きいただきますようお願いいたします。

<2024年4月23日（火） 必着>

### 5. 記入事項

電子メールによる添付による場合、郵送にてお送りいただく場合、いずれの場合も以下の事項をご記入ください。

- ① 法人名又は団体名
- ② 連絡先（担当者氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）
- ③ 意見 ※ 意見の対象となる条項番号についても記載してください。

#### 【意見提出様式】

意見提出様式（業務規程及び送配電等業務指針変更案用）

## 6. 記入にあたっての留意事項

- 提出していただくご意見は日本語に限ります。
- 今回、意見募集対象は、上記2.に掲げる文書の内容に関するものとします。これ以外のご意見につきましては対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご意見は1件あたり理由も含め1,000文字以内とします。意見が1,000文字を超える場合、その内容の要旨をご意見の先頭に記載してください。

## 7. その他

- 皆様からお寄せいただいたご意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご記入いただいた連絡先は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の本機関からの連絡・確認のために利用します。
- お寄せいただいたご意見については公表する予定であり、その場合、法人または団体名に限りその名称を併せて公表させて頂く場合があります。
- 皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な取りまとめにおける参考とさせていただきます。

### 【意見募集に関するお問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係 宛  
メールアドレス：[k-ikenboshuu@occto.or.jp](mailto:k-ikenboshuu@occto.or.jp)

以上

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1121 216 1460 289">平成27年4月1日施行 令和6年4月 日変更</p> <p data-bbox="587 720 985 814">業務規程</p> <p data-bbox="483 1436 1086 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 216 2795 289">平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更</p> <p data-bbox="1982 720 2380 814">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1436 2481 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  <u>令和6年4月 日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(系統アクセス業務の実施)</p> <p>第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>一 送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。<u>以下、この章において同じ。</u>)の連系等を希望する者からの<u>事前相談並びに接続検討</u>に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本機関が受け付けた系統アクセス業務については、送配電等業務指針で定める事前相談及び接続検討に関する規定を準用する。</u></p>	<p>(系統アクセス業務の実施)</p> <p>第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>一 送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。<u>以下この章において同じ。</u>)の連系等を希望する者からの<u>接続検討</u>に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>
<p>第2節 <u>事前相談及び接続検討</u></p>	<p>第2節 <u>接続検討</u></p>
<p>(事前相談及び接続検討の申込み並びに接続検討の要請の受付)</p> <p>第68条 本機関は、特定系統連系希望者の<u>事前相談及び接続検討の申込み並びに再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。</u></p> <p>2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、<u>第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(接続検討の申込み及び接続検討の要請の受付)</p> <p>第68条 本機関は、特定系統連系希望者の<u>接続検討の申込み及び再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。</u></p> <p>2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、<u>第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(連系予約に関する要請の受付)</p> <p>第68条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、<u>関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。</u></p>	<p>(連系予約に関する要請の受付)</p> <p>第68条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、<u>当該連系予約の対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に通知する。</u></p>
<p>(事前相談の検討)</p> <p>第69条 本機関は、事前相談の申込書類を書面又は電磁的方法にて受け付けたときは、<u>連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下この章において「一般送配電事業者等」という。)</u>に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。<u>ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</u></p> <p>2 <u>本機関は、一般送配電事業者等から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u></p> <p>一 <u>最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送電系統の熱容量や予想潮流</u></p> <p>二 <u>特定系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由</u></p> <p>三 <u>想定する連系点及び、特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離</u></p> <p>3 <u>本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</u></p>	<p>第69条 <u>削除</u></p>
<p>(事前相談の回答)</p> <p>第70条 本機関は、前条第2項又は第3項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、<u>特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u></p> <p>一 <u>最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無</u> (連系制限がある場合には、容量面から評価した連系可能な最大受電電力)</p>	<p>第70条 <u>削除</u></p>



変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>二 想定する連系点から特定発電設備等の設置場所までの直線距離</p> <p>2 本機関は、前項の回答に際し、特定系統連系希望者の求めに応じ、<u>系統情報ガイドラインに基づき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</u></p> <p>3 本機関は、原則として、事前相談の回答を申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。</p>	
<p>(接続検討)</p> <p>第71条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、<u>一般送配電事業者等</u>に対して、その旨通知する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(接続検討)</p> <p>第71条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、<u>連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>（以下この章において「<u>一般送配電事業者等</u>」という。）に対して、その旨を通知する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(接続検討の要否確認)</p> <p>第74条 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含む。）を行う場合において、<u>特定系統連系希望者から接続検討の要否の確認を受けた場合、一般送配電事業者等</u>に対して、<u>接続検討の要否の確認を依頼する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>一般送配電事業者等から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。</u></p> <p>3 本機関は、<u>一般送配電事業者等の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。</u></p>	<p>第74条 削除</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの要請)</p> <p>第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「<u>電源接続案件一括検討プロセス</u>」という。）を開始することが必要と判断した場合には、<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の意見を聴取</u>する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの要請)</p> <p>第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「<u>電源接続案件一括検討プロセス</u>」という。）を開始することが必要と判断した場合には、<u>同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する<u>一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から意見を聴取</u>する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第89条 本機関は、<u>想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>から、意見を聴取する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第89条 本機関は、<u>電源接続案件一括検討プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合、又は想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合等、同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、同プロセスを実施している一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している<u>一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>から意見を聴取する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等)</p> <p>第96条の5 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、<u>一般送配電事業者等</u>に対し、その旨理由を付して通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の要請を行うときは、<u>一般送配電事業者等</u>から意見を聴取する。</p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等)</p> <p>第96条の5 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、<u>同プロセスを実施している一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に対し、その旨理由を付して通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の要請を行うときは、<u>同プロセスを実施している一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>から意見を聴取する。</p>
<p>(一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第98条 本機関は、<u>特定系統連系希望者が一般送配電事業者等に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、<u>前項の規定による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u></p>	<p>(一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第98条 本機関は、<u>特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの事前相談の回答について、次の各号に掲げる事項の妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u></p> <p>一 <u>最大受電電力に対して送電系統の容量に起因する連系制限がある場合は、送電系統の熱容量や予想潮流</u></p> <p>二 <u>特定系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由</u></p> <p>三 <u>想定する連系点及び、特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離</u></p> <p>2 本機関は、<u>特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの接続検討の可否確認の回答について、接続検討が必要な場合は、発電設備等の最新の系統連系技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）への適合状況、及び新たな系統増強工事や運用上の制約の有無等、その理由の妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u></p> <p>3 本機関は、<u>特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの接続検討の回答について、第71条第3項の規定に準じて、妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u></p> <p>4 本機関は、<u>前各項のいずれかの妥当性の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、その妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u></p> <p>5 本機関は、<u>前各項のいずれかの妥当性の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u></p>
<p>(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 本機関は、<u>本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 本機関は、<u>本機関又は一般送配電事業者等が接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を統一して定め、公表する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>一般送配電事業者等が事前相談及び接続検討の可否確認の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を定め、公表する。</u></p> <p>3 (略)</p>

附則（令和 年 月 日）

(施行期日)

本規程は、令和6年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

## 電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1092 216 1460 289">平成27年4月28日施行 令和6年4月 日変更</p> <h1 data-bbox="388 720 1187 814">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="483 1436 1086 1486">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2445 216 2843 289">平成27年4月28日施行 令和 年 月 日変更</p> <h1 data-bbox="1774 720 2573 814">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1869 1436 2472 1486">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  <u>令和6年4月 日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(本機関に対する<u>事前相談及び接続検討</u>の申込み)</p> <p>第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、<u>事前相談及び接続検討</u>の申込みを行うことができる。ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する<u>事前相談又は接続検討</u>については、本機関に申し込まなければならない。</p>	<p>(本機関に対する<u>接続検討</u>の申込み)</p> <p>第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、<u>接続検討</u>の申込みを行うことができる。ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者(以下この章において「一般送配電事業者等」という。)が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する<u>接続検討</u>については、本機関に申し込まなければならない。</p>
<p>(事前相談の申込みの受付)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、事前相談に関する検討を速やかに依頼する。</p>	<p>(事前相談の申込みの受付)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該事前相談の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、事前相談に関する検討を速やかに依頼する。</p>
<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、<u>接続検討の申込みを行わなければならない。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件(託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。)に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>次条第3項の規定により、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断したとき</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(送電系統へ与える影響がない、又は軽微であるとして、<u>一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断した場合を除く。)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、<u>本機関又は一般送配電事業者等</u>に対して、<u>接続検討の申込みを行わなければならない。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件(託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。)に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>次条第2項の規定により、一般送配電事業者及び配電事業者が接続検討を不要と判断したとき</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(送電系統へ与える影響がない、又は軽微であるとして、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が接続検討を不要と判断した場合を除く。)</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業若しくは配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者等が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みの受付)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を</u></p>	<p>(接続検討の申込みの受付)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速や</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。</p>	<p>かに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該接続検討の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。</p>
<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 <u>一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の発電設備等の出力抑制も考慮の上、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が接続検討の申込みを受け付けた場合、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の発電設備等の出力抑制も考慮の上、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認(第5項に規定する<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>の確認も含む。)の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができる</u>ときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、契約申込みに関する検討を速やかに依頼する。</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認(第5項に規定する<u>当該契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>の確認も含む。)の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができる</u>ときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、契約申込みに関する検討を速やかに依頼する。</p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、<u>一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</u></p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、<u>一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</u></p>
<p>(連系予約)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(連系予約)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該連系予約の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)</p> <p>第95条 <u>一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</u></p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)</p> <p>第95条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2 (略)</p> <p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 (略)</p> <p>2 工事費負担金は、原則として、<u>一般送配電事業者等が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 (略)</p> <p>2 工事費負担金は、原則として、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。</u></p>
<p><u>(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)</u></p> <p>第110条 <u>一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項の規定による依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面又は電磁的方法にて報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>一般送配電事業者等は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u></p>	<p>第110条 削除</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の額の通知等)</p> <p>第111条 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の額の通知等)</p> <p>第111条 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。</p> <p>2 <u>系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、<u>接続検討</u>を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、<u>第81条第5項及び第84条の規定に準じて接続検討</u>を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p><u>(本機関が受け付けた接続検討の要否確認)</u></p> <p>第113条 <u>一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項の規定による確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、本機関に接続検討の要否確認の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>(一般送配電事業者等が受け付けた案件に対する本機関からの再検討要請)</u></p> <p>第113条 <u>一般送配電事業者等は、事前相談、接続検討の要否確認及び接続検討の結果を回答した案件について、業務規程第98条第4項の規定により本機関から再検討を求められた場合は、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>(削る)</p>
<p>(事前検討の申込み及び受付)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、事前検討を速やかに依頼する。</p>	<p>(事前検討の申込み及び受付)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該事前検討の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、事前検討を速やかに依頼する。</p>



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(事前検討の申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第115条 <u>一般送配電事業者等は、事前検討の申込みの受付後、</u>アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事前検討の申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第115条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が事前検討の申込みを受け付けた場合、</u>アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(需要設備に関する契約申込み及び受付)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者及び第4項に規定する<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者</u>に対し、契約申込みに対する検討を速やかに依頼する。</p>	<p>(需要設備に関する契約申込み及び受付)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者及び第4項に規定する<u>当該契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、<u>当該契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者</u>に対し、契約申込みに対する検討を速やかに依頼する。</p>
<p>(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第117条 <u>一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みの受付後、</u>契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第117条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合、</u>契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。)の工事が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。)の工事が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、<u>効率的な系統整備の観点等から</u>電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、</u>第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が効率的な系統整備の観点等から</u>電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、</u>前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。</p>
<p>(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)</p> <p>第122条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>一般送配電事業者等は、</u>系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合</p>	<p>(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)</p> <p>第122条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、</u>系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事</p>



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関</u>、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者等</u>が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)</p> <p>第122条の6 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)</p> <p>第122条の6 <u>一般送配電事業者等</u>は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。</p>
<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>一般送配電事業者等</u>は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>本機関</u>、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要となる事項について検討を行う。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>本機関及び一般送配電事業者等</u>が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要となる事項について検討を行う。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等</u>は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第123条の3 <u>一般送配電事業者等</u>は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第123条の3 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2 (略)</p> <p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みに対する検討)</p> <p>第131条の6 <u>一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付けた場合、当該申込みの対象となる混雑緩和プロセス適用可能系統の混雑状況等を考慮の上、回答に必要となる事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みに対する検討)</p> <p>第131条の6 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付けた場合、当該申込みの対象となる混雑緩和プロセス適用可能系統の混雑状況等を考慮の上、回答に必要となる事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みに対する検討)</p> <p>第131条の12 <u>一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて本機関又は一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合、回答に必要となる事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みに対する検討)</p> <p>第131条の12 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて本機関又は一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合、回答に必要となる事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みの受付等)</p> <p>第131条の16 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、前項の受付後速やかに、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始を公表するとともに、本機関に報告する。</u></p> <p>3 <u>一般送配電事業者等は、第1項の受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、同プロセスによる系統増強が行われるものとして扱う。</u></p> <p>4 <u>一般送配電事業者等は、第131条の24第1項第2号、第131条の26第1項又は第4項の規定により同プロセスによる系統増強が行われないことが確定した場合には、前項の扱いを取りやめる。</u></p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みの受付等)</p> <p>第131条の16 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の受付後速やかに、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始を公表するとともに、本機関に報告する。</u></p> <p>3 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項の受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、同プロセスによる系統増強が行われるものとして扱う。</u></p> <p>4 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、第131条の24第1項第2号、第131条の26第1項又は第4項の規定により同プロセスによる系統増強が行われないことが確定した場合には、前項の扱いを取りやめる。</u></p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第131条の22 <u>一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みの受付後又は前条第2項の契約締結後、第84条第1項の規定に準じて、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第131条の22 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みの受付後又は前条第2項の契約締結後、第84条第1項の規定に準じて、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了)</p> <p>第131条の24 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを完了するものとする。</p> <p>一 <u>一般送配電事業者又は配電事業者と混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)</u>との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了)</p> <p>第131条の24 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを完了するものとする。</p> <p>一 <u>一般送配電事業者等と混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)</u>との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事 が含まれる場合の特則)</p> <p>第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、<u>一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備(以下、この条において、需要設備を含む。)</u>の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、<u>一般送配電事業者又は配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものと</u></p>	<p>(一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事 が含まれる場合の特則)</p> <p>第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、<u>一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備(以下この条において、需要設備を含む。)</u>の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、<u>一般送配電事業者及び配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものと</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
----------------	----------------

する。  
2 (略)

(託送供給契約者による計画の提出)  
第138条 (略)  
2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。  
一 (略)  
二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。  
三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。  
3～5 (略)

る。  
2 (略)

(託送供給契約者による計画の提出)  
第138条 (略)  
2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。  
一 (略)  
二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。  
三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。  
3～5 (略)

別表8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時 (※2) (※3)	毎日午前12時 (※2)	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の需要電力</u>	30分ごとの需要電力量
	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同一2点の時刻の調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値

別表8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※1)	当日計画 (※2)
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時 (※3)	毎日午前12時 (※3)	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	<u>30分ごとの需要電力量</u>	30分ごとの需要電力量
	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>30分ごとの調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)						
販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売分の計画値	<u>週間計画と同12点の時刻の販売分の計画値</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売分の計画値	<u>30分ごとの販売分の計画値</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
<p>(新設)</p> <p>(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。</p> <p>(※2) 提出日が休業日の場合も含む。</p> <p>(※3) 週間計画における翌々に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。</p>							<p>(※1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。</p> <p>(※2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。</p> <p>(※3) 提出日が休業日の場合も含む。</p> <p>(削る)</p>						
<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 (略)</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u>)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u>)</p> <p>3・4 (略)</p>							<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 (略)</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u>)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u>)</p> <p>3・4 (略)</p>						
別表8-2 発電販売計画等の提出							別表8-2 発電販売計画等の提出						
提出する計画	年間計画(第1～第2年度)	月間計画(翌月、翌々月)	週間計画(翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画(※1)	提出する計画	年間計画(第1～第2年度)	月間計画(翌月、翌々月)	週間計画(翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画(※1)	当日計画(※2)
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時(※2)(※3)	毎日午前12時(※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時(※3)	毎日午前12時(※3)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前

変更前 (変更点の下線)							変更後 (変更点の下線)							
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の供給電力</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	<u>30分ごとの供給電力量</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の販売電力</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>30分ごとの販売分の計画値</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同一2点の時刻の調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>30分ごとの調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
(新設) (※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 (※3) 週間計画における翌々に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。							(※1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※3) 提出日が休業日の場合も含む。 (削る)							
(需要抑制契約者による計画の提出) 第139条の2 (略) 2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u> ) 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、 <u>翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u> ) 四 (略) 3 (略)							(需要抑制契約者による計画の提出) 第139条の2 (略) 2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u> ) 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、 <u>週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u> ) 四 (略) 3 (略)							
別表8-3 需要抑制計画等の提出							別表8-3 需要抑制計画等の提出							

変更前（変更点に下線）							変更後（変更点に下線）							
提出する計画	年間計画 （第1～第2年度）	月間計画 （翌月、翌々月）	週間計画 （翌週、翌々週）	翌々日計画	翌日計画	当日計画 （※1）	提出する計画	年間計画 （第1～第2年度）	月間計画 （翌月、翌々月）	週間計画 （翌週、翌々週）	翌々日計画	翌日計画 （※1）	当日計画 （※2）	
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時 （※2） （※3）	毎日午前12時 （※2）	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時 （※3）	毎日午前12時 （※3）	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	週間計画と同1-2点の時刻の需要抑制電力	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	週間計画と同1-2点の時刻の販売電力	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	週間計画と同1-2点の時刻の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	—	—	—	—	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値	ベースライン	—	—	—	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値
（新設） （※1）翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 （※2）提出日が休業日の場合も含む。 （※3）週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。							（※1）翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。 （※2）翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 （※3）提出日が休業日の場合も含む。 （削る）							
（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第							（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第							



変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)							
<p>59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であって、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、<u>翌々日計画以前の計画</u>については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>							<p>59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、<u>週間計画以前の計画</u>については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>							
(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出) 第141条 (略)							(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出) 第141条 (略)							
別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※1) (※2)	毎日 17時30分 (※1)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前	提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前	
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	<u>週間計画と同 一2点の時刻 の需要電力</u>	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	<u>翌日の30分 ごとの需要電 力量</u>	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(※1) 提出日が休業日の場合も含む。 <u>(※2) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。</u>	(※1) 提出日が休業日の場合も含む。 (削る)

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

本指針は、令和6年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第138条から第141条までの改正規定は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。



# 業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2024年4月3日

電力広域的運営推進機関

- 国の審議会の議論などに適切に対応するため、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 主な変更のポイントは以下のとおり。変更の背景・内容などについては、次頁以降のスライドにて説明。
  1. 翌々日計画の細分化（48点化）に伴う規定の変更（送配電等業務指針）
    - 翌々日断面における48点での計画の提出及び広域予備率の算出・公表に関する変更
    - 2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行
  2. 系統アクセス業務の一部見直しに伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
    - 系統アクセス業務のうち事前相談及び接続検討の要否確認の受付業務の見直しに関する変更
    - 2024年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

1. 翌々日計画の細分化（48点化）に伴う規定の変更（送配電等業務指針）
  - 翌々日断面における48点での計画の提出及び広域予備率の算出・公表に関する変更

需給ひっ迫に関する情報発信などの重要性の高まりから、2024年4月から電気事業者等から提出される翌々日計画（※1）に基づき、本機関は翌々日の広域予備率（※2）を算出し、公表している。

- ※1 電気事業者等は、これまでの週間、翌日、当日計画に加え、2024年4月から、本機関が指定する2点（最大需要時／最小予備率時）の週間計画を必要に応じて更新する形で翌々日計画を提出。
- ※2 週間から翌日計画が8%未満となった場合に「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」を発出。容量確保契約を締結した事業者に対して、翌日計画公表前に広域予備率が8%未満となった場合、バランス停止機の起動（準備）や揚水発電機においては上池へのポンプアップを行い、小売電気事業者との契約による電気の供給又は卸電力市場・需給調整市場に応札する準備を促すことが目的。



2025年4月からは、翌々日の広域予備率を翌日・当日の計画断面と同じく48点で算出し、公表することが国の審議会（※3）にて整理されている。

- ※3 第64回 電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月8日）



これに対応するため、必要なルール整備を行う。

[変更内容]

- 電気事業者等は、48点の翌々日計画（※）を提出する旨、規定。

※ 「需要調達計画等」、「発電販売計画等」、「需要抑制計画等」、「供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画」

- 本機関は、48点の翌々日断面の広域予備率を算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨、規定。

【送配電等業務指針第138条～第141条】<変更>

第64回 電力・ガス基本政策小委員会 (2023年8月8日) 資料3から抜粋

## 【参考】予備率算定のタイミングについて

※電力広域的運営推進機関 (以下、広域機関)

### <現在 (2023年度)>

提出する計画	週間計画 (翌週・翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
提出期限	毎週木曜日	-	毎日17時30分頃	毎ゲートクローズ
計画点数	日別の広域機関が指定した時刻 <sup>(注1)</sup> の2点	電力需給が厳しい時のみ各一送が試算 <sup>(注2)</sup>	翌日の48点	当日の48点

### <2024年度>

提出する計画	週間計画 (翌週・翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
提出期限	毎週木曜日	毎日17時30分頃	毎日17時30分頃	毎ゲートクローズ
計画点数	日別の広域機関が指定した時刻 <sup>(注1)</sup> の2点 ※週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。 <sup>(注3)</sup>	日別の広域機関が指定した時刻 <sup>(注1)</sup> の2点	翌日の48点	当日の48点

### <2025年度>

提出する計画	週間計画 (翌週・翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
提出期限	毎週木曜日	毎日17時30分頃	毎日17時30分頃	毎ゲートクローズ
計画点数	日別の広域機関が指定した時刻 <sup>(注1)</sup> の2点	48点 (kWh)	翌日の48点	当日の48点

注1：月ごとに広域機関が指定する時刻  
 注2：準備情報発出の際に48点を試算するが公表は実施していない  
 注3：見直しの結果各計画値に変更がない場合は更新は行わない

今回の整理事項  
周知名称

18

- 本対応の目的は、広域予備率の改善であり、容量確保契約の契約事業者に向けた周知である。
- また、需給計画は、週間～翌日・当日計画に向けて精緻化されていくこととなり、それも踏まえ容量提供のアセスメント対象は翌日計画以降の48点化したデータにおいて広域予備率8%未満となったコマを対象としている。
- このような観点を踏まえ、周知名称は以下のとおりとしたい。
  - 週間～翌日計画公表前に、広域予備率8%未満となった場合を、『**広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知**』
  - 翌日計画公表以降に、広域予備率8%未満となった場合は、『**広域予備率低下に伴う供給力提供通知**』

周知名称	判定時期・予備率	目的
広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知	【判定時期】 ・週間～翌日計画公表前 【広域予備率】 ・予備率で8%未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バランス停止機の起動(準備)を促すこと</li> <li>・揚水発電機において上池へのポンプアップを促すこと</li> <li>・小売電気事業者との契約による電気の供給、若しくは、卸電力市場・需給調整市場への応札を促すこと</li> </ul>
広域予備率低下に伴う供給力提供通知	【判定時期】 ・翌日計画公表以降 【広域予備率】 ・予備率が8%未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量市場におけるリクワイアメントが「平常時」から「需給ひっ迫のおそれがあるとき」に切り替わったことを周知すること</li> <li>・稼働可能な計画となっている電源等について、バランス停止機においては起動(準備)、揚水発電機においては上池へのポンプアップを行うことで、小売電気事業者との契約により電気を供給すること、若しくは、卸電力市場・需給調整市場に応札すること</li> </ul>

## 2. 系統アクセス業務の一部見直しに伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 系統アクセス業務のうち事前相談及び接続検討の要否確認の受付業務の見直しに関する変更



本機関は、系統アクセス業務に関して最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象に、任意で「事前相談」、「接続検討の要否確認」及び「接続検討」の申込み（※1）を受け付け、一般送配電事業者等の検討結果の妥当性や差別的な扱いがないことを確認している。

※1 申込先として、一般送配電事業者等又は本機関のいずれかを選択可能。ただし、申込先となる一般送配電事業者等が同一の法人又は親子法人等である事業者の案件は、本機関への申込みが必要。



一般送配電事業者等の「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の回答においては、適切な運用が定着し、近時は差別的な扱いなどの問題が発生していないことに加え、本機関及び一般送配電事業者等が公表している系統情報から連系の検討に必要な情報を事業者自ら参照できるようになっているなど、本機関が申込みを受け付ける形で一般送配電事業者等の検討結果の妥当性を確認する必要性は低下している（※2）。一方、ノンファーム型接続など、新たな系統接続・利用ルールの確実な運用の定着を図るため、本機関が系統混雑時の再エネ出力制御などについて、事後的に検証することとされるなど、新たな役割も増加している。これらを踏まえ、本機関が新たな役割を着実に実行する体制を整備するため、「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の受付業務（※3）について、一般送配電事業者等に集約することが国の審議会（※4）で整理された。

※2 「接続検討」については、アクセス線の工事費など、事業者が事業性判断を行う上で重要な回答が含まれていることから、引き続き、本機関での任意の受け付けを継続。

※3 なお、一般送配電事業者等からの「事前相談」、「接続検討の要否確認」又は「接続検討」の回答に対して疑義がある場合に、セカンドオピニオンとして本機関にその妥当性などの確認を求めることは引き続き可能。

※4 第50回 系統ワーキンググループ（2024年3月11日）。



これら整理事項に基づき系統アクセス業務に関する規定の見直しを行う。

### [変更内容]

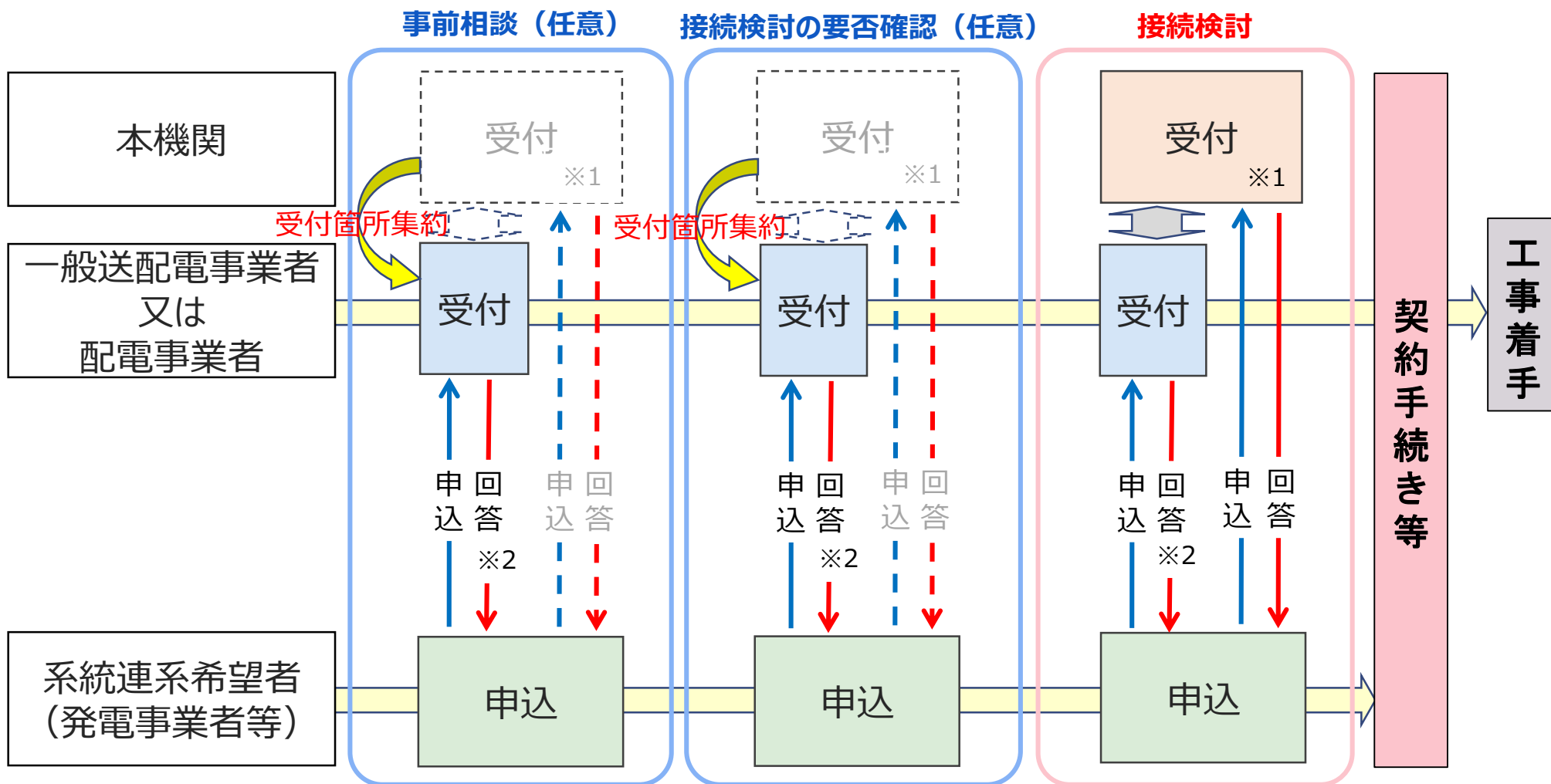
- 特定連系希望者（※1）から本機関への「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の申込みの受け付けに係る規定の削除（※2）。
  - ※1 最大受電電力の合計値が1万kW以上の発電設備等の連系を希望する事業者。
  - ※2 「接続検討」については、引き続き、本機関も受け付ける。
- 本機関が特定連系希望者の求めに応じて、一般送配電事業者及び配電事業者からの「接続検討の要否確認」に関する回答結果の妥当性を確認する（セカンドオピニオン）ことを明記（※3）。
  - ※3 本機関が特定連系希望者の求めに応じて「事前相談」又は「接続検討」に関する回答結果の妥当性などを確認する（セカンドオピニオン）ことは規定済。
- その他記載の適正化（趣旨が同様の規定の平仄合わせ、字句修正等）。

【業務規程第67条～第68条の2、第71条、第75条、第89条、第96条の5、第98条、第99条】<変更>

【業務規程第69条、第70条、第74条】<削除>

【送配電等業務指針第71条、第74条、第79条～第81条、第84条、第88条、第89条、第92条、第95条、第103条、第111条～第117条、第120条の2、第120条の4、第121条の2、第122条の2、第122条の3、第122条の6、第122条の8、第122条の10、第123条の2、第123条の3、第131条の6、第131条の12、第131条の16、第131条の22、第131条の24、第137条】<変更>

【送配電等業務指針第110条】<削除>



※1 最大受電電力が1万kW以上の発電設備等は本機関へ申込みができる。申込先となる一般送配電事業者又は配電事業者が同一の法人又は親子法人等である場合は、本機関への申込みが必要。

※2 最大受電電力が1万kW以上の発電設備等については、一般送配電事業者又は配電事業者からの「事前相談」、「接続検討の要否確認」又は「接続検討」の回答に対して疑義がある場合、セカンドオピニオンとして本機関にその妥当性などの確認を求めることが可能。

## 系統利用の高度化を踏まえた電力広域的運営推進機関が行う系統アクセス業務の一部見直しについて (報告)

- 電力広域機関では、最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象に、「事前相談」、「接続検討の要否確認」及び「接続検討」の申込みを受付け、一般送配電事業者の検討結果の妥当性や差別的な扱いが無いことを確認している。
- 他方、日本版コネクト&マネージの取組等により、新たな系統接続・利用ルールが定められているところ、これらのルールが確実に運用していくことが重要である。
- その一環として、例えば系統制約による再エネ出力制御時には、予め決められた一定の順序に基づき、一般送配電事業者によって適切に出力制御されたかを電力広域機関が事後的に確認することとした。
- このように電力広域機関の役割が変化している中で、第74回広域系統整備委(2024年2月5日)において提起された通り、電力広域機関が行う系統アクセス業務フローの一部(「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の受付業務)を見直し、新たな役割を着実に実行する体制を整えることとする。

## 系統アクセス業務フローの一部見直し

11

- 前述のとおり、系統アクセス業務のうち、「事前相談」及び「接続検討の要否確認」については、本機関での受付を行う必要性は低いことから、一般送配電事業者の受付に集約することとしてはどうか。
- なお、事業者が、一般送配電事業者の回答に対して疑問や相談等がある場合には、本機関にセカンドオピニオンとして妥当性等の確認を求めることも可能である。  
これにより、引き続き事業者間の公平性や内容の妥当性を確保していくこととしてはどうか。
- これらの系統アクセス業務フローの一部を見直し、本機関においては、系統利用の高度化（コネクト&マネージ等）に伴う新たな系統利用ルールの定着、適正な運用に係る優先度の高い業務に注力していくこととしたい。
- なお、今回の見直しについては、本日のご議論を踏まえた上で、国と連携して調整を行う。